

配布先：岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ

発 表 日	令和 8年 9月 1日
発 表 者	旭川水系水利用協議会 事務局

旭川水系水利用協議会 第1回渇水調整会議を開催します ～今後の渇水調整について協議します～

少雨傾向に伴い、9月 1日午前9時現在、旭川水系の主要2ダム(旭川ダム及び湯原ダム)の合計貯水量が47,102千 m^3 (貯水率46.7%)まで低下しており、このまま降水量の少ない状況が継続すれば、渇水調整の目安である40%を下回る恐れがあります。

そこで、旭川水系水利用協議会(事務局：岡山河川事務所)は、「旭川渇水調整に関する行動計画」及び「旭川水系 渇水対応タイムライン」(別紙1)に基づき、今後の渇水調整について協議するため、「第1回渇水調整会議」を下記のとおり開催します。

- | | | |
|----------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和8年9月3日(木) 14:00～15:00 |
| 2. 場 | 所 | 国土交通省岡山河川事務所 2階会議室
(岡山市北区鹿田町2丁目4番36号) |
| 3. 議 | 題 | 流域内降水量、河川流量、ダム貯水量の状況
今後の降水量等の見通し
今後の渇水対策について |
| 4. 協議会委員 | | 別紙2のとおり |

会議中の撮影は可能ですが、移動を伴う撮影は、冒頭挨拶までとさせていただきます。冒頭挨拶後につきましては、会議進行の都合上、会場後方より撮影をお願いします。

なお、会議終了後、協議会委員に対して個別に取材が可能です。

取材を希望される場合は、取材申込書(別紙3)に必要事項を記載の上、お申し込みください。

<問い合わせ先>

旭川水系水利用協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 086-223-5101 (代表)

副所長 岩田 輝貴 (内線206)

占用調整管理官 土井 学 (内線303)

管理課長 山本 智一 (内線331)

旭川渇水調整に関する行動計画

令和 6 年 7 月

旭川水系水利用協議会
(岡山河川事務所)

1. 水利用経緯

旭川は岡山県の中央を南北に縦貫し岡山市において児島湾に注ぐ幹川流路延長142kmに及ぶ岡山県3大河川の一つであり、利水の面からも古くから利用されてきたが、この旭川の河水を調節し、高度利用するため旭川総合開発事業が立案されその一環として、旭川ダム（有効貯水容量51772千 m^3 ）が昭和29年度に完成し、その後昭和53年度より再開発事業を行い昭和58年度に完成。昭和29年度には湯原ダム（洪水調節・発電）（有効貯水容量86000千 m^3 ）が完成した。

2. 水利使用の調整

旭川における過去の代表的な渇水としては、昭和30年、昭和53年、平成6年、平成14年、令和4年の渇水が挙げられ、渇水調整が行われてきた。

このような経験から、円滑な渇水調整を図るために、水系内の水利使用者は河川管理者の提供する河川情報を共有し、他水利の尊重と信頼に努め、許可に係る水利使用が困難となり又はその恐れがある場合には、相互にその水利用の調整について自主的に早い段階から必要な協議を行い、有効な水利運用に努めるものとする。

なお、河川管理者は、協議が円滑に行われるよう、調整に必要な情報の提供を行うとともに、水利使用者から申請があったとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、「旭川水系水利用協議会」を開催し、次の節水方法により渇水調整を行うものとする。

3. 節水方法

1. 旭川ダム及び湯原ダムの貯水量の合計が50,000千 m^3 （50%）を下回る恐れがある場合は水系内の各ダムの各利水者は自主的協議を行い、節水に努め合理的水利用を図る。
2. 旭川ダム及び湯原ダムの貯水量の合計が40,000千 m^3 （40%）を下回る恐れ等があり、水利使用者から申請があったとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、統合運用（プール）に移行し、利水量は原則的に30日以上の日数を確保できるよう、取水制限強化（緩和）を図る。

なお、取水制限については、協議決定するものとする。

3. 冬季の渇水時等、長期的な見通しに立って水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、上記にかかわらず別途節水方法について協議し対応するものとする。

4. 節水手順

3. 節水方法の1. 2. による節水手順を次ページへ示す。

節水方法の3. による節水手順については、別途協議して対応するものとする。

5. 経緯

平成11年7月23日 平成6年の渇水調整の経験から、旭川渇水調整に関する行動計画を定める。

平成18年7月24日 旭川水系水利用協議会「設立」により一部訂正。

平成20年7月17日 3. 3を追加、4. を一部訂正。

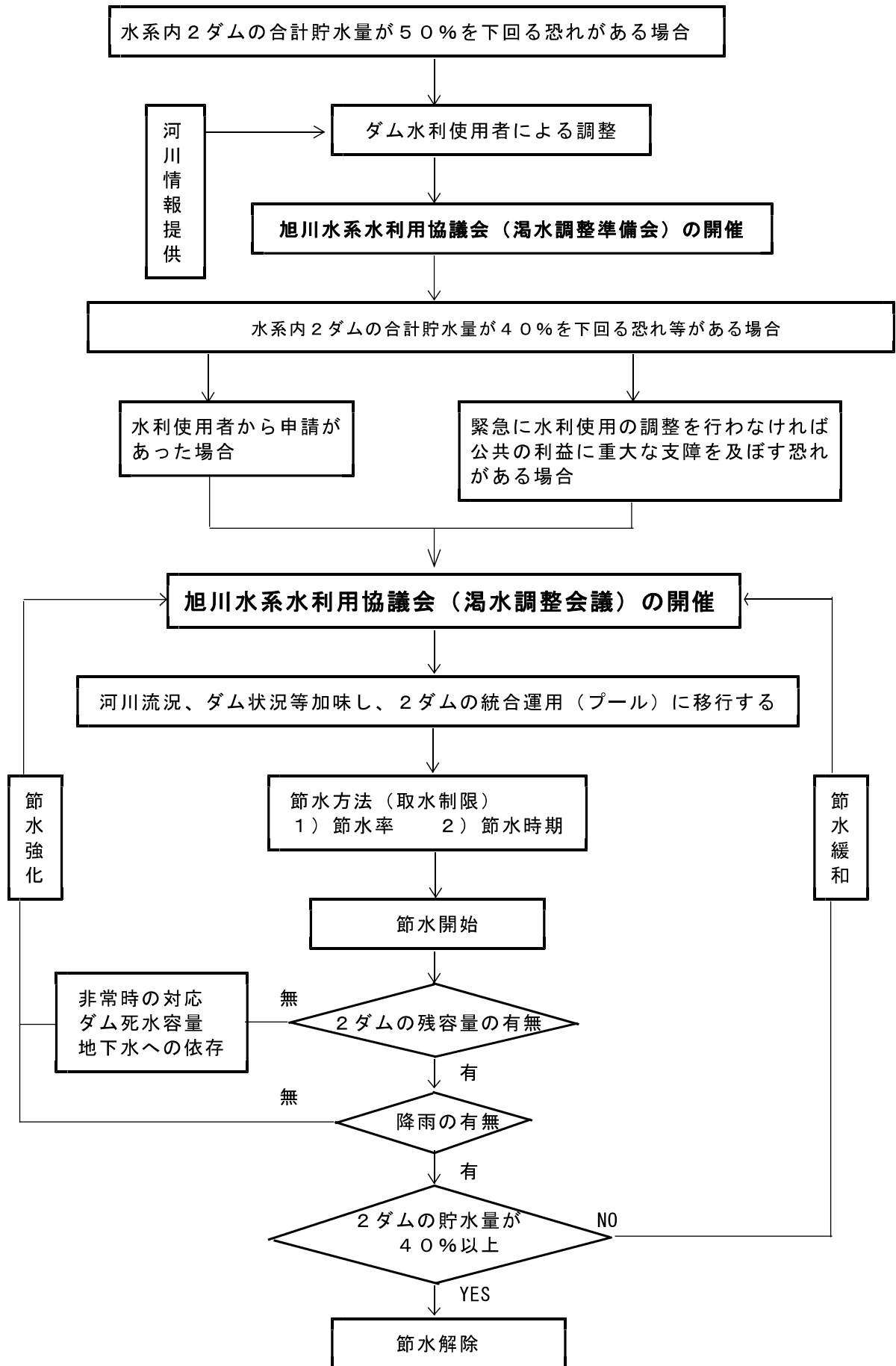
令和4年12月14日 3. 2を一部訂正。

令和5年6月21日 2. に一部追加。

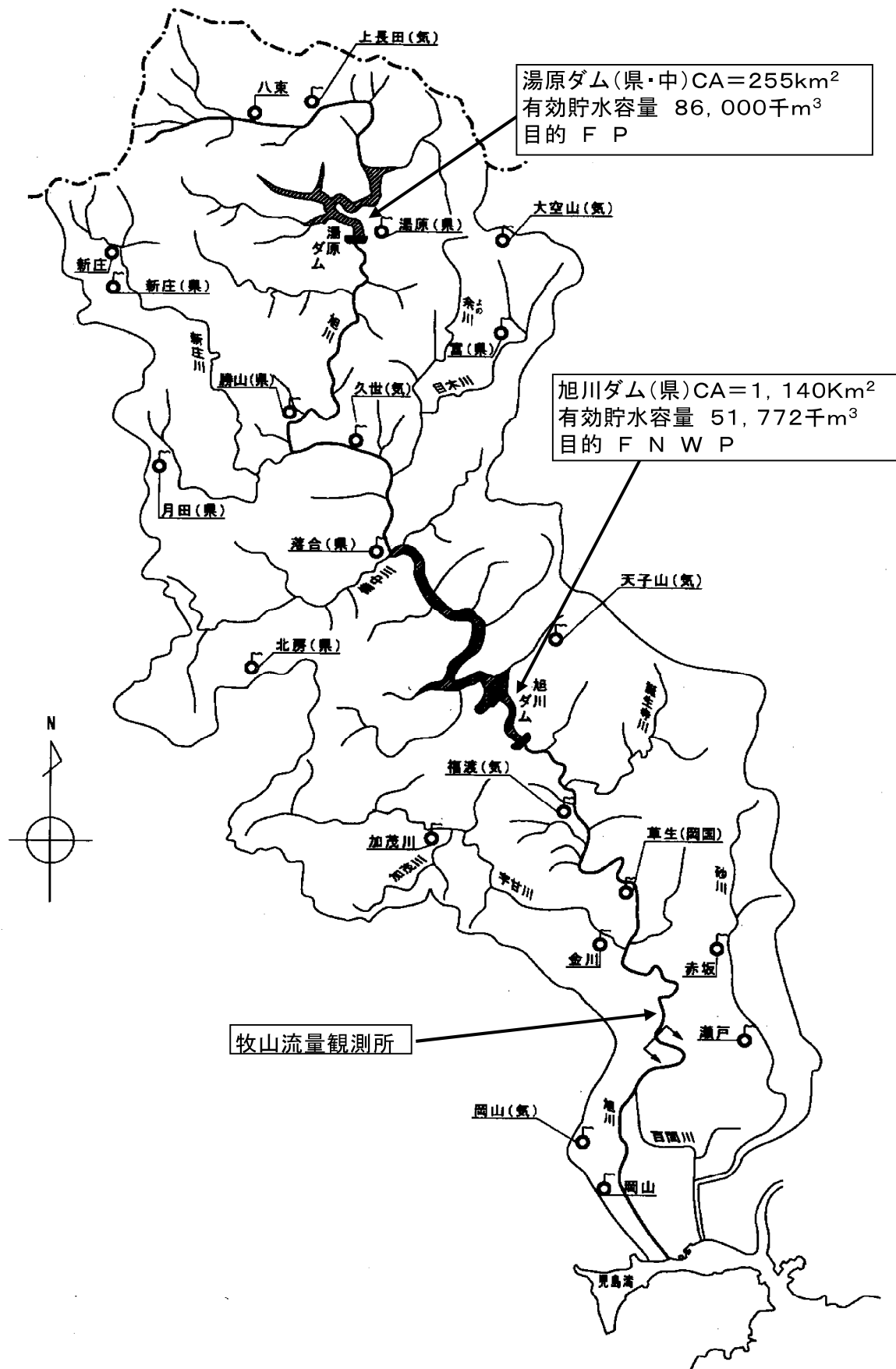
令和6年7月 2日 1. 2. 3. を一部訂正

※旭川水系渇水対応タイムライン策定・運用開始（令和5年2月21日）

節水手順（旭川水系）



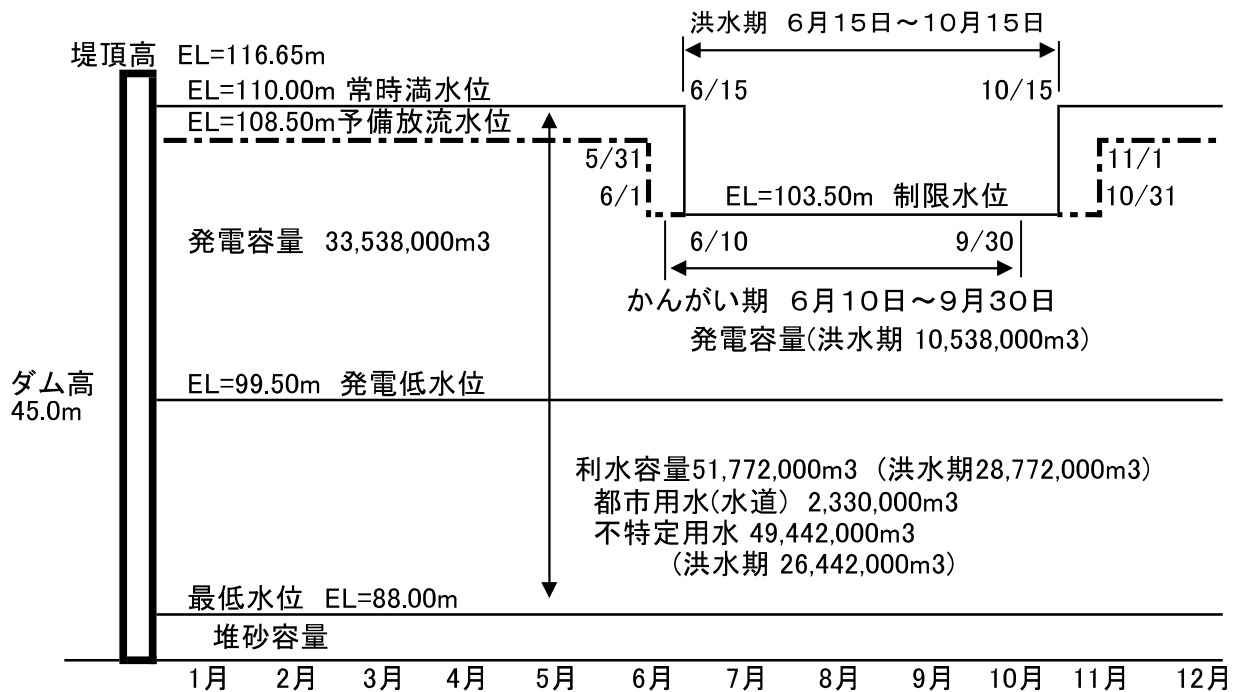
位置図(旭川水系)



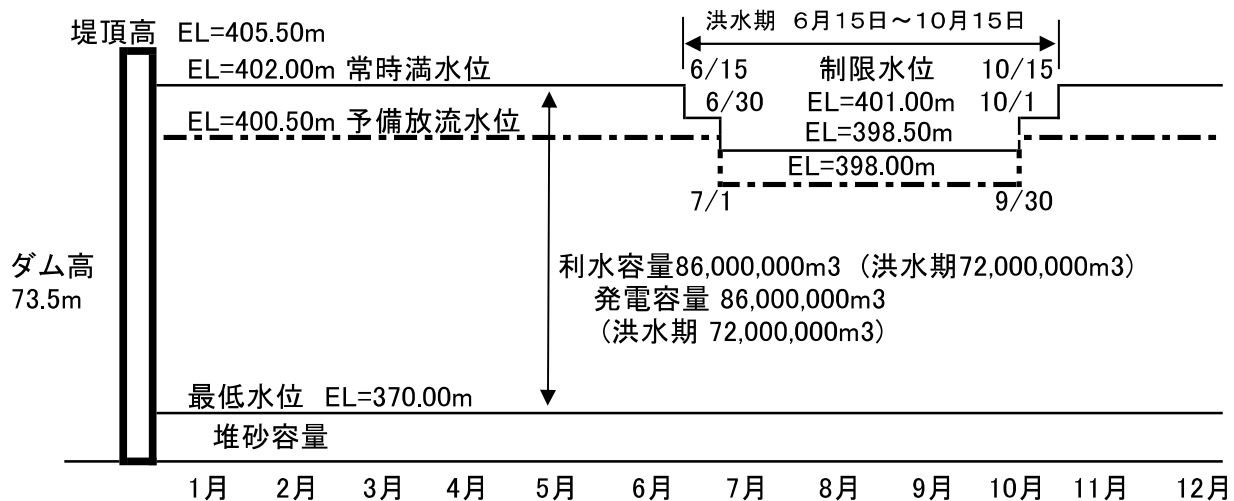
目的 F 洪水調節 N 流水の正常な機能の維持 A かんがい用水
W 水道用水 I 工業用水 P 発電

ダム容量の概念図

旭川ダム ダム容量の概念図



湯原ダム ダム容量の概念図



洪水期	利水容量
旭川ダム	28,772,000m ³
湯原ダム	72,000,000m ³
計	100,772,000m ³
	≒100,000,000m ³

旭川水系 渇水対応タイムライン

運用開始日: 令和 5年 2月21日

2ダム貯水量	2ダム貯水率	渇水(貯水量等)の状況及び期間	調整の目安	取水制限解除(緩和)の目安	河川管理者	ダム管理者	上水道事業者	工業用水(道)事業者	かんがい事業者	発電事業者
100,000千m ³ 85,000千m ³	100% 55%程度	渇水発生前 平常時	旭川ダム及び湯原ダム(2ダム)の貯水量の合計が50,000千m ³ (50%)を下回る恐れがある場合 ▼55,000千m ³ (55%)程度 渇水調整準備会招集準備	協議会による協議 取水制限(全面)解除	【平時からの渇水河川管理】 ◇適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの渇水ダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給(継続) 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の監視強化 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの渇水施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの渇水施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの渇水施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの渇水施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇河川管理者及びダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整
55,000千m ³ 40,000千m ³	55%程度 40%程度	準備期 渇水調整期 約10日程度	▼50,000千m ³ (50%)程度 渇水調整準備会開催(2ダム)の貯水量の合計が40,000千m ³ (40%)を下回る恐れがある場合で、水利使用者からの申請があった場合又は緊急に水利使用の調整を行わなければならない場合は緊急に重大な支障を及ぼす恐れがある場合 ▼45,000千m ³ (45%)程度 渇水調整会議招集準備 ▼43,000千m ³ (43%)程度 渇水調整会議開催(第1回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水10%・工業10%・農水30%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限開始 ※2ダム統合運用開始	協議会による協議 取水制限(一時)解除	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇適正な利水補給及び河川環境の確認(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 【渇水対策の推進】 ◇渇水調整準備会の開催及び情報提供 ◇2ダム統合運用を想定した事前調整等 ◇渇水調整会議の開催及び情報提供	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給(継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水調整準備会への参加 ◇2ダム統合運用を想定した事前調整等 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整準備会への参加 ◇自主節水 ◇市民等への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整準備会への参加 ◇自主節水 ◇工業用水事業者から受水者への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備(継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整準備会への参加 ◇自主節水 ◇農家への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備(継続) 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整準備会への参加 ◇河川管理者及びダム管理者との調整(継続) ◇発電事業者部との調整(継続) ◇渇水調整会議への参加
40,000千m ³ 23,000千m ³	40%程度 23%程度	渇水調整期 約20日程度	▼33,000千m ³ (33%)程度 渇水調整会議招集準備 ▼30,000千m ³ (30%)程度 渇水調整会議開催(第2回) ※取水制限実施について協議 ※令和4年度実績では未開催	協議会による協議 取水制限(段階的に制限緩和)	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化(継続) ◇渇水調整会議の開催及び情報提供(継続) ◇HP等による広報の実施 ◇環境調査の実施	【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇2ダム統合運用(継続) ◇取水制限のための利水補給調整 ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇HP等による広報の実施 ◇死水の取水検討	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇市民等への節水呼びかけ ◇地下水及び他水系の河川水の利用 ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応 ・給水車派遣準備 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ ◇地下水の利用 ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応 ・製造への影響調査 ・工業用水事業者による一部生産停止等	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇農家への節水呼びかけ ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応 ・節水情報の収集 ・バルブ調整及びゲート調整	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇発電施設への影響の監視(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇渇水制限への対応 ・発電施設状況の情報共有
23,000千m ³ 13,000千m ³	23%程度 13%程度	渇水調整期 約10日程度	▼20,000千m ³ (20%)程度 渇水調整会議開催(第3回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(蘭山市上水20%・真直市上水10%・美咲町上水10%・工業30%・農水50%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化	協議会による協議 取水制限(段階的に制限強化)	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化(継続) ◇渇水調整会議の開催及び情報提供(継続) ◇HP等による広報の実施(継続) ◇環境調査の実施 ◇死水の取水検討	【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇2ダム統合運用(継続) ◇取水制限のための利水補給調整(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇死水の取水検討	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇市民等への節水呼びかけ(継続) ◇地下水及び他水系の河川水の利用(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応(継続) ・給水車による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ(継続) ◇地下水の利用(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応(継続) ・製造への影響調査 ・工業用水事業者による操業計画見直し ・工業用水事業者による一部生産停止等 ・工業用水事業者による給水制限(時間断水)の検討	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇農家への節水呼びかけ(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応(継続) ・節水情報の収集 ・バルブ調整及びゲート調整	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇発電施設への影響の監視(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇渇水制限への対応(継続) ・発電施設状況の情報共有
13,000千m ³ 0千m ³	13%程度 0%	危険期 渇水期 約10日程度	▼10,000千m ³ (10%)程度 渇水調整会議開催(第4回) ※取水制限実施について協議 ※令和4年度実績では未実施 他河川の事例(上水30%・工業50%・農水70%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼10,000千m ³ (10%)未満 渇水調整会議開催(第5回) ※取水制限実施について協議 ※令和4年度実績では未実施 他河川の事例(上水40%・工業70%・農水90%)を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化	協議会による協議 取水制限(段階的に制限強化)	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視(継続) 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化(継続) ◇渇水調整会議の開催及び情報提供(継続) ◇HP等による広報の実施(継続) ◇環境調査の実施(継続) ◇死水の取水検討(継続)	【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇2ダム統合運用(継続) ◇取水制限のための利水補給調整(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇死水の取水検討(継続)	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化(継続) ◇市民生活等への影響把握 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇市民等への節水呼びかけ(継続) ◇地下水及び他水系の河川水の利用(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応(継続) ・給水制限(時間断水)の検討 ・給水車による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇工業用水事業者から受水者への節水呼びかけ(継続) ◇地下水の利用(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応(継続) ・製造への影響調査 ・工業用水事業者による操業計画見直し ・工業用水事業者による一部生産停止等 ・工業用水事業者による給水制限(時間断水)の検討	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇取水地点の河川状況監視強化(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇農家への節水呼びかけ(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇取水制限への対応(継続) ・節水情報の収集 ・バルブ調整及びゲート調整	【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集(継続) ◇発電施設への影響の監視(継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築(継続) ◇渇水調整会議への参加(継続) ◇渇水制限への対応(継続) ・発電施設状況の情報共有

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「旭川ダム・湯原ダムの貯水量」に比べて想定される対策、行動を示したものです。
※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することになりますが、各機関のその時の状況及び立派により適宜行動を変えることも差し支えないとします。
※平成20年7月に策定した「旭川渇水調整に関する行動計画」に従って、タイムラインを作成したものであり、当該行動計画の趣旨と相違するものではありません。
※渇水対応後に関係機関が共同して、PDCAサイクルを通じて課題の抽出と改善の方向性を共有し、渇水対応タイムラインを改善するPDCAサイクルを絶えず継続するものとします。

旭川水系水利用協議会関係機関

	機 関 名
1	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
2	岡山県 保健医療部
3	岡山県 農林水産部
4	岡山県 土木部
5	岡山県 企業局
6	岡山県 環境文化部
7	真庭市 建設部
8	美咲町 旭総合支所
9	吉備中央町 水道課
10	岡山市 産業観光局
11	岡山市 中区役所
12	岡山市 北区役所
13	岡山市 水道局
14	(株)クラレ 岡山事業所
15	(有)国富工業
16	セイショク(株) 岡山工場
17	中国電力(株)電源事業本部東部水力センター

計17機関

旭川水系水利用協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 占用調整課 伊藤 宛

申込先 Email: itou-a87eb@mlit.go.jp

取材申込書

取材を希望される方は必要事項を記載のうえ、上記申込先へメールでお申し込み下さい。

申込みは、9月2日(水)12時までにお願ひします。

令和8年 月 日

会社名・部局名
取材者の役職・氏名・連絡先(代表者のみ)
代表者(役職・氏名):
連絡先(携帯番号等):
取材人数
名

< 連絡事項 >

- ・取材にあたっては、職員の指示に従い、会議の妨げにならないようご協力をお願いします。